

問 45：夫が石綿を取り扱う作業に従事していましたが、7年前に亡くなりました。当時は労災の知識もなく、労災請求もしていません。このような場合、労災の取扱いはどうなるのでしょうか。

**【回答】**

労働者の方が石綿による業務上の疾病により死亡した場合、遺族補償給付の請求ができますが、死亡の日の翌日から5年経過すると時効となり請求権が消滅します。

この場合は、「石綿救済法」により特別遺族給付金の請求ができます。

その概要は、平成28年3月26日までに亡くなった被災労働者の遺族（ただし、死亡の日の翌日から5年経過し労災保険の遺族補償給付の請求権が消滅した場合です。5年経過していなければ労災保険による遺族補償給付の請求ができます。）に対し、要件を満たせば特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給するというものです。請求手続は所轄の労働基準監督署に所定の請求書を提出してください。

なお、請求期限は平成34年3月27日までとなっています。